

令和6年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第2回総会

日 時 令和6年2月26日(月) 午前9時00分  
会 場 ハートフルセンター2階 多目的ホール

### 出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

### 出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

### 事務局

事務局長補佐(総括)	芳賀豊彦	事務局長補佐(農地担当)	日下部靖広
総務係主任	木村龍一	農地係主任	土田修

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない(農地法第4条第1項但書き)  
農地の用途変更について

## 議事

- (1) 議題6号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議題8号 非農地証明願の審議について
- (4) 議題9号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時 7分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、2番の影沢委員、14番高橋委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））    はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございますか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第6号から議第9号までの議案について一括上程します。

(1) 議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第8号「非農地証明願の審議について」

(4) 議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第6号から議第9号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、11番鈴木委員と熊坂推進委員、鬼海推進委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、よろしく申し上げます。片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理人 はい、議長。17番、片桐です。

去る2月19日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件3件、非農地証明願案件1件の合計4件を審査しました。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位5番、寒河江地区新山町の宅地分譲用敷地への転用案件です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

次に順位5番、寒河江地区仲谷地の住宅建築用敷地への転用案件です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地です。

寒河江・南部地区の委員等で現地確認をした際、一部にキウイを栽培している場所がありましたが、庭木や庭石等もあり、事前審査会時に現地確認を依頼され、現地確認を行いました。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地です。

現地確認を行い、議論をしましたが、既に農地でないため非農地証明で対応すべき、また原状復帰させるべき等厳しい意見が出されたところです。

地区審査及び総会時に再度審査、検討することとなったところです。

よろしくご審議ください。

次に順位7番、南部地区大字島字皿沼北の建設資材倉庫建築及び駐車場用敷地への転用案件です。

申請地は、農用地区域外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。計画どおりであれば、特に問題ないと判断しましたが、出入り口の道路が通学路となっており、交通安全や近隣へのトラック騒音に気を付けて

欲しいとの意見がありました。

その他申請された案件については、農地法第5条順位6番以外はすべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時48分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

始めに、議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。

議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、10ページをお開きください。順位4番、5番。

(議案書順位4番、5番朗読)

12月に寒河江・南部地区の全農業委員・推進委員で現地確認を行って参りました。また、2月14日にも私が現地を

もう一度確認しております。寒河江インターチェンジ近くにある佐竹商事の工場の北側に■■■■氏の田んぼと112号線バイパスを河北町に向かって進み、50メートルほど西に入ったところにある■■■■氏の田んぼの交換の案件となっております。

両者は親戚関係であり、申請通りであれば問題ないと判断しております。なお、事前審査、地区審査何れも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして順位6番、7番、8番、西根・三泉地区西尾委員をお願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

順位6番。

(議案書順位6番朗読)

順位6番について、2月15日に西根・三泉地区全農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。場所は日田から溝延に向かい、後藤石材工業を過ぎて農道に入った箇所と、もう一本溝延側の農道から入った箇所の2箇所です。申請通りであれば問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

続いて順位7番。

(議案書順位7番朗読)

順位7番について、2月15日に西根・三泉地区農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。場所は日田から



溝延に向かい、後藤石材工業の手前の大きい水路の手前の農道に入り、100メートルほど進んだところです。譲受人の耕作地に隣接した農地であり、問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

続いて順位8番。

(議案書8番朗読)

順位8番について、2月15日に西根・三泉地区農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。場所はJA三泉ふれあいセンターから道生に向かい、土田電気工事から左の農道に入ったところです。付近に賃借人の耕作地があり、申請通りであれば問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして順位9番、柴橋地区大泉委員お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

順位9番。

(議案書順位9番朗読)

順位9番について、2月12日に柴橋地区農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。場所は国道458号線のヤマザワ寒河江西店から西へ大江町方面に向かい、最上橋を北に入った箇所、国道458号線の最上橋の手前を南に入った箇所、さらに南へ進んだ最上川沿いの箇所の3箇所です。貸人と借人は祖母と孫の関係であり、申請通りであれば

問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして順位10番、11番、白岩地区郷野委員お願いします。郷野委員。

郷野委員

はい、議長。6番、郷野です。

順位10番、11番。

(議案書順位10番、11番朗読)

順位10番について、2月17日に白岩地区農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。場所は国道112号線と国道458号線が交わる信号交差点を北上し、100メートルほど進んだ西側です。申請通りであれば問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

補足ですが、順位10番は譲受人住所が山形市ですが、勤め先が寒河江市宮内ですのでご了承ください。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい。議長。

順位4番から11番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第6号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」14ページをご覧ください。

(議案書順位5番朗読)

場所につきましては天童街道のセブンイレブンの交差点を山形方面に1キロメートル進み、沼川橋の手前道路西側の農地です。2月19日の事前審査会で現地確認を行いました。

申請書通りであれば問題ないと判断します。本日の地区審査でも異議ありませんでした。

続いて順位 6 番。

(議案書順位 6 番朗読)

場所につきましては陵南中学校からふるさと公園に向かい、高速道路手前を東に 100メートルほど入った箇所です。2月14日、寒河江・南部地区農業委員・推進委員で現地確認に参りましたが、奥にはキウイの棚があり、家庭菜園をした形跡がありますが、敷地には砂利が敷いてあり、多くの庭石が置いてありました。農地法第5条の申請を受け付けるのが適切か否かとの話になり、急遽2月19日の事前審査会でも現地確認を行い、事前審査会出席者で審議しました。片桐会長職務代理者からの報告にもあったとおり、都市計画区域内で住宅に囲われた耕作外農地を原状復帰することは現実的でなく、また約20年農地性を失っていることから、今回の農地法第5条申請を取り下げ、非農地証明願を提出するよう指導すべきだと判断しました。本日の地区審査でも同様の意見にまとまりました。

続いて順位 7 番。

(議案書順位 7 番朗読)

場所につきましては南部地区の薬王堂から国道112号に沿い山形方面に進み、グリバーさがえの看板のある丁字路の東の農地です。申請者は地元の建設会社であり、車両、重機及び従業員が増加したことから、駐車場及び資材倉庫を新設するものです。2月19日の事前審査会で現地確認を行いました。大型車両の頻繁な出入りが予想されるため、周囲へ

の騒音や、通学小学生の交通安全への配慮がなされれば問題ないと判断しました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして順位 4 番、西根・三泉地区西尾委員お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4 番、西尾です。

順位 4 番。

(議案書順位 4 番朗読)

場所につきましては J A 三泉ふれあいセンターからタカへ方面に向かったところにある三泉ライスセンター隣接農地です。2 月 1 5 日に西根・三泉地区全農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。申請通りであれば問題ないと判断しました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして順位 3 番、高松・醍醐地区猪倉委員お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7 番、猪倉です。

順位 3 番。

(議案書順位 3 番朗読)

場所につきましては清助新田コミュニティセンター手前道

路右側の農地です。1月13日に高松・醍醐地区農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。貸人と借人は親子関係にあり、第1種農地農業振興地域ではありますが、申請通りであれば問題ないと判断しました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続きまして順位8番、白岩地区猪倉委員お願いします。郷野委員。

郷野委員

はい、議長。6番、郷野です。

順位8番。

(議案書順位8番朗読)

場所につきましては国道112号線で寒河江川を渡り約300メートル先を右折、JA白岩の前を通り金谷団地の中にある農地です。2月17日に白岩地区農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。申請通りであれば問題ないと判断しました。本日の地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。順位6番の対処方法についても併せて説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

順位3番は住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、おおむね10

h a 以上の規模の区域にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており、また代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 4 番は農機具庫保管庫用敷地への転用申請になっております。申請地は農用地区域内の農地であり、農振法の農用地から農業用施設用地への用途変更の手続きが済んでいる農地となっております。農用地区域内にある農地は原則不許可ですが、農業用施設用地への用途変更が済みしておりますので、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

順位 5 番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用地地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 6 番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 7 番は建築資材倉庫建築及び駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区域外の農地で、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断します。第 2 種農地は原則不許可ですが、住宅に囲まれた農地であり、また代替性もなく、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。

順位 8 番は貸駐車場用敷地への転用申請となっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、住宅の用若し

くは事業の用に供する施設が連たんしている農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、順位6番ですが、寒河江・南部地区担当委員から意見があったとおり、農地性を失っているので申請の取り下げたうえでの非農地証明願か、転用の追認申請を認めるか、ご審議ください。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。なお、順位6番について、地区担当委員から意見を求めます。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

順位6番は農地性を失って20年以上経過しているため、非農地証明願の申請を求めるのが一番現実的かと思われます。

木村議長

他に意見はありませんか。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位6番について補足ですが、1番厳しい対応が農地性の原状回復、2番目が転用の追認を認めること、3番目が非農地証明での対応です。

木村議長

ありがとうございました。

寒河江・南部地区担当委員の意見を尊重し、順位6番を取り下げのうえ非農地証明願を出すよう指導するようしたいと



考えますが、いかがですか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。審議の結果、順位6番は取り下げて非農地証明願の提出を求めるべきだということになれば、申請者にはそのように伝えます。

木村議長 では採決します。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位6を除き、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、順位6番を除く議第7号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。順位6番は取り下げのうえ、非農地証明願の提出を求めることとします。

次に、議第8号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

白岩地区、郷野委員、お願いします。郷野委員。

郷野委員 はい、議長。6番、郷野です。

議第8号「非農地証明願の審議について」、

（議案書順位2番朗読）

場所につきましては白岩旧道を田代方面に向かう道路沿いにあります洞興寺の手前50メートル前を右に入り、30メ

一トル進んだ農地になります。小さい農地で半分は傾斜地、残り半分も農地としては使いづらい土地であり、問題はないと判断しました。2月19日の事前審査会において出席の農業委員と推進委員で現地の確認を実施して参りました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

特にありません。

木村議長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第8号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第8号は原案のとおり決定しました。

木村議長 次に、議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、11番鈴木委員、熊坂推進委員、鬼海推進委員が関係委員になっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。  
氏家委員。

氏家委員

はい、議長。8番、氏家です。

議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」20ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。寒河江地区16筆、田0.57ヘクタール、畑0.44ヘクタール、樹園地0.57ヘクタールです。南部地区1筆、田0.16ヘクタールです。

うち利用権設定等促進事業は、寒河江地区1筆、畑0.13ヘクタールです。南部地区1筆、田0.16ヘクタールです。

うち農地中間管理事業は寒河江地区15筆、田0.57ヘクタール、畑0.31ヘクタール、樹園地0.57ヘクタールです。

利用権設定等促進事業につきましては、いずれの農地も農用地区域内であり、譲受人は認定農業者であるため問題ないと判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

20ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。西根地区22筆、田2.49ヘクタール、樹園地0.41ヘクタールです。

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

21ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、集計表をご覧ください。柴橋地区14筆、田1.21ヘクタール、畑0.39ヘクタールです。

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。7番、猪倉です。

21ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、25ページの集計表をご覧ください。高松地区7筆、田0.46ヘクタール、樹園地0.44ヘクタールとなっております。醍醐地区13筆、田2.60ヘクタールとなっております。

農地中間管理事業につきましては、いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積することに適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

後藤委員

はい、議長。3番後藤です。

借受人の資質についてです。借受人名簿の中に、既に借りている農地を適正に管理していない、耕作していない人がいますが、この場合も認めるのでしょうか。

木村議長

身の丈に合った農地を取得すべきですが、つい背伸びした結果自分だけでは管理しきれなくなった農地が以前から散見されます。

今回の借受人にも該当者がおります。各地区の意見を求めます。意見を求めるため、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。審議については問題ありませんでしたが、採決前に借受人の資質について意見が出ましたので意見を求めます。片桐代理。

片桐会長職務代理者

17番片桐です。

農地は誰でも借りられるわけではなく、第一に耕作を行うこと。そして耕作を行うための資質があります。農機や知識、実績などです。審査する際は家族構成や就農年数を含めて総合的に判断します。その中で、過去に適切な耕作をしていなければ指導などを行いますが、繰り返し同じ事案が発生し改善が見られない場合、資質が欠けていると判断され、新たに農地を借りることは難しいという判断につながります。

木村議長

ありがとうございました。西根地区、芳賀委員。

芳賀委員

13番芳賀です。

難しい判断ですが、新規就農者には各農協や農業委員が指導者としてついています。まずは指導者に相談が必要であり、指導者もしっかり新規就農者を指導する必要があります。新規就農者が農地を管理できていない場合、指導者からこれ以上の農地拡大は無理だと伝え、まず耕作中の農地を正しく管理することを徹底させなければいけません。

また、新規就農者の中にも、例えば果樹メインから野菜メインなど、営農計画を変更することがあります。そういった際に関わる農業委員にも指導する力・資格が求められます。

いずれにせよ、農地を借りる場合は最低5年耕作するよう指導しなければなりません。

新規就農者も経営など大変なので、新規就農者は農業委員に相談し、農業委員はしっかり指導する体制づくりが必要です。

木村議長

ありがとうございました。柴橋地区、奥山委員。

奥山委員

15番奥山です。

新規就農する際は書類に指導者を書く欄があるので、新規就農者には何かあったら必ず指導者に相談するように伝えなければいけません。

ただ、最近の農業者には作物を収穫したら農地をそのままにする人もいるので、そういった部分も指導が必要です。

木村議長

ありがとうございました。高松地区、影沢委員。

影沢委員

2番影沢です。

新規就農者は経営面積を大きくしすぎると管理が大変だと思います。また、耕作料を支払わない借受人にも毅然とした対応が必要です。

木村議長

ありがとうございました。白岩地区、眞木委員。

眞木委員

5番眞木です。

新規就農者に限らずですが、農地中間管理事業において、前耕作者と別の耕作者の間で知らない間に書類が交わされていることがあります。農地中間管理事業で農地を借りる際は農業委員が間に入るはずですが、そこが正しく行われていない事例がすでに起こっています。注視していかなければならない。

木村議長

まずは借りている農地を最低限管理するよう指導していく、ということによろしいでしょうか。

眞木委員

5番眞木です。

農地中間管理事業や農用地利用集積計画についても、事前審査会で審議してはいかがですか。

木村議長

このような意見もありますので、今後は話をしていきたいと思います。

山田委員

農地中間管理事業は農協が事務を行っているので、農業委員に相談なくJAに行ってしまう。そして、



農協職員も農業委員に何も言わずマッチングに出してしまふことがあります。農協も農業委員と密に連絡を取り、見守らなければならないと思います。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 農地中間管理事業のマッチング案は農協からデータをもっているのので、事前審査会などで総会前に示せるようにしたいと考えています。

新規就農者に関しては農林課農政係でも指導しておりますので、情報交換を密に行ってまいります。

木村議長

ありがとうございます。

今後は農地中間管理事業のマッチング内容は事前審査会で判断したいと思います。

鈴木委員

11番鈴木です。

農地中間管理事業において、農業委員会の許可を得ずに借人変更が行われているケースがあります。そういった事案も事前審査会で審議する必要があります。

木村議長

それでは採決しますので、関係委員は再度退席をお願いします。

（関係委員退席）

木村議長

では採決します。議第9号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第9号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。

議9号は原案のとおり決定したことを報告します。

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 3分

令和6年2月26日

第2回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 2番委員.....影沢政俊.....

議事録署名委員 14番委員.....高橋博.....